

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年10月30日（令和6年（行個）諮問第184号ないし同第186号）

答申日：令和7年6月23日（令和7年度（行個）答申第39号ないし同第41号）

事件名：本人の発送した書状における特定記載に関する特定労働局関係者等からの聴取書等の一部開示決定に関する件

特定日に本人に対して特定労働局特定部特定課長が謝罪を実施した際に特定労働局及び本省との間でやり取りしたメール等の一部開示決定に関する件

本人の発送した書状における特定記載に関する特定労働局関係者等からの聴取書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の2欄に掲げる文書番号1ないし文書番号3の各文書に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」ないし「本件対象保有個人情報3」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年6月17日付け厚生労働省発基0617第4号及び同月26日付け同0626第8号により厚生労働大臣（以下「処分庁1」又は「諮問庁」という。）が、同年7月22日付け埼労発基0722第1号により埼玉労働局長（以下「処分庁2」という。）がそれぞれ行った、各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである（原処分共通の記載）。なお、審査請求人から提出された意見書1ないし意見書3及びそれらの添付資料については、同人が、諮問庁の閲覧に供することは適当ではないとしていることから、記載しない。

マスキング部分は情報の重要な部分であり開示されるべきであるから。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、法76条1項の規定に基づき、下記のとおり、処分庁1（厚生労働大臣）及び処分庁2（埼玉労働局長）に対し、別紙の1ないし3に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報1」ないし「本件請求保有個人情報3」といい、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の各開示請求を行った。

- ・ 令和6年5月13日付け（同日受付）で、処分庁1に対して本件請求保有個人情報1の開示請求
- ・ 令和6年5月25日付け（同月27日受付）で、処分庁1に対して本件請求保有個人情報2の開示請求
- ・ 令和6年5月24日付け（同日受付）で、処分庁2に対して本件請求保有個人情報3の開示請求

(2) これに対し、処分庁1及び処分庁2が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、令和6年8月7日（同日受付）で本件各審査請求を行った。

2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求に関し、原処分1及び原処分3における不開示部分について、法78条1項各号のいずれにも該当しない部分を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当であり、また、原処分2における不開示部分は維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について（略）

(2) 本件対象保有個人情報1の不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報1のうち、文書番号1の③の不開示部分は、審査請求人以外の住所及び生年月日であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外特定の個人を識別することができるものであるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報1のうち、文書番号1の⑤の不開示部分は、厚生労働省の職員が審査請求人以外の個人から聴取した内容等である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項2

号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

イ 法78条1項6号該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報1のうち、文書番号1の②の不開示部分は、個別事案に係る審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法78条1項6号に該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法78条1項7号柱書き該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報1のうち、文書番号1の①の不開示部分は、特定労働局及び厚生労働本省との間で送受信したメールに係る、行政機関の職員のメールアドレス及びメールアドレスが推定される情報、行政機関の内線番号及び直通番号が記載されている。これらの情報は一般には公にされておらず、これを開示すると、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法78条1項7号柱書きに該当する。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報1のうち、文書番号1の④の不開示部分は、特定労働局の職員から聴取した内容に関する記述等であり、厚生労働省が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条1項7号柱書きに該当する。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報1のうち、文書番号1の②の不開示部分は、個別事案に係る審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることは、上記イで既に述べたところである。

加えて、当該情報は厚生労働省が行う事務に関する情報でもあり、開示することにより、厚生労働省の事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条1項6号及び7号柱書きの不開示情報に該当する。

エ 小括

原処分1において不開示とした部分のうち、別表の欄外注書きの3(1)に掲げる部分については、法78条1項各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、その余の部分である同表3欄に掲げる部分については、上記アないしウから、同欄中「法78条1項各号該当性」に表示する各号に該当するため、不開示を維持することが妥当

である。

(3) 本件対象保有個人情報2の不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報2のうち、文書番号2の②の不開示部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハマでのいずれにも該当しない。

イ 法78条1項6号該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報2のうち、文書番号2の③の不開示部分は、個別事案に係る審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法78条1項6号に該当する。

ウ 法78条1項7号柱書き該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報2のうち、文書番号2の①の不開示部分は、特定労働局及び厚生労働本省との間で送受信したメールに係る、行政機関の職員のメールアドレス及びメールアドレスが推定される情報、行政機関の内線番号が記載されている。これらの情報は一般には公にされておらず、これを開示すると、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法78条1項7号柱書きに該当する。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報2のうち、文書番号2の②の不開示部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることは、上記アで既に述べたところである。

加えて、当該情報は、厚生労働省が行う事務に関する情報であって、開示することにより、厚生労働省の事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条1項7号柱書きの不開示情報に該当する。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報2のうち、文書番号2の③の不開示部分は、個別事案に係る審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることは、上記イで既に述べたところである。

加えて、当該情報は厚生労働省が行う事務に関する情報でもあり、開示することにより、厚生労働省の事務の性質上、当該事務の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条1項7号柱書きの不開示情報に該当する。

エ 小括

原処分2において不開示とした部分である別表の3欄に掲げる部分については、上記アないしウから、同欄中「法78条1項各号該当性」に表示する各号に該当するため不開示を維持することが妥当である。

(4) 本件対象保有個人情報3の不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報3のうち、文書番号3の①の不開示部分は、審査請求人以外の住所及び生年月日であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しない。

イ 法78条1項7号柱書き該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報3のうち文書番号3の②の不開示部分は、特定労働局の職員から聴取した内容に関する記述等であり、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は、法78条1項7号柱書きに該当する。

ウ 開示請求書に記載された本件請求保有個人情報3のうち「令和3年特定月日から審査請求人が厚生労働大臣宛に数回発送した内容証明郵便に係る、処理等に関する記録、および同書面の移牒、返送等の措置を取った際の原議書の記録の一切。」については、厚生労働省本省にて保有している情報であることから、当該保有個人情報を保有していない。

エ 小括

(ア) 原処分3において不開示とした部分のうち、別表の欄外注書きの3(2)に掲げる部分については、法78条1項各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、その余の部分である同表3欄に掲げる部分については、上記ア及びイから、同欄中「法78条1項各号該当性」に表示する各号に該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 上記ウのとおり、開示請求書に記載された本件請求保有個人情報3のうち「令和3年特定月日から審査請求人が厚生労働大臣宛に数回発送した内容証明郵便に係る、処理等に関する記録、および同書面の移牒、返送等の措置を取った際の原議書の記録の一切。」については、処分庁2は保有していないため、不開示としたことは妥当

である。

4 結論

以上のとおり、本件各審査請求については、原処分1及び原処分3において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当であり、また、原処分2において不開示とした部分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年10月30日 諮問の受理（令和6年（行個）諮問第184号ないし同第186号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年11月18日 審議（同上）
- ④ 令和7年1月6日 審査請求人から意見書1ないし意見書3及び資料を收受（同上）
- ⑤ 同年6月9日 委員の交代に伴う所要の手續の実施並びに本件対象保有個人情報の見分及び審議（同上）
- ⑥ 同月17日 令和6年（行個）諮問第184号ないし同第186号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を含む保有個人情報を特定し、その一部を法78条1項2号、6号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとするが、その余の部分（別表の3欄に掲げる部分）については不開示とすることが妥当としており、審査請求人は、その提出した意見書から、別表の通番1ないし通番8の4欄に掲げる部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の開示を求めていると解される。このため、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の6欄に掲げる部分）について

ア 通番1及び通番6の別表の6欄に掲げる部分

当該部分は、労災認定業務に係る職員の発言等に対する審査請求人からの申出に関して、厚生労働省本省及び埼玉労働局の各職員間で連

絡したメールの本文の一部であり、関係職員が認識している事実、対応事項の概要、審査請求人が厚生労働省本省に申し出た内容の一部が記載されていると認められる。

当該部分は、審査請求人自身が埼玉労働局との間でやり取りを行った内容や、その内容から推認できる内容等であり、これを開示しても、厚生労働省本省及び労働局における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、行政内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項6号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番3及び通番8の別表の6欄に掲げる部分

当該部分は、埼玉労働局又は特定労働基準監督署の職員が、審査請求人の申出に関係する職員から聞き取った聴取書の記載の一部である。

当該部分は、審査請求人と埼玉労働局との間のやり取りの前提となった事実関係等であるにすぎず、これを開示しても、厚生労働省本省及び労働局における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の6欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法78条1項2号該当性について

(ア) 通番2及び通番7の不開示部分

当該部分は、聴取書に記載された被聴取者の住所、生年月日及び年齢であり、原処分において開示されている被聴取者の氏名と併せると、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、原処分において被聴取者の氏名が開示されていることから、当該部分は、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番4の不開示部分

当該部分は、労災認定に関する審査請求人以外の個人からの申出に関して、厚生労働省の各職員間で連絡したメールの本文であり、当該個人の氏名、具体的な申出内容及び回答内容が記載されていると認められ、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外

の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、法78条1項2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法79条2項による部分開示の可否について検討すると、当該個人の氏名は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。その余の部分である申出内容等を開示すると、個人が特定されるおそれがあるなど、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法78条1項2号及び7号柱書き該当性について

通番5の不開示部分は、厚生労働省本省及び埼玉労働局の各職員間で連絡したメールの本文の一部であり、審査請求人の申出とは別件の過去の事案に対する具体的な言及内容であると認められ、これを開示すると、厚生労働省本省及び労働局における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、同項2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法78条1項6号及び7号柱書き該当性について

通番1及び通番6の不開示部分（別表の6欄に掲げる部分を除く。）は、労災認定業務に係る職員の発言等に対する審査請求人からの申出に関して、厚生労働省本省及び埼玉労働局の各職員間で連絡したメールの本文の一部であり、具体的な打ち合わせ、依頼、相談、謝罪対応案等が記載されているものと認められ、これを開示すると、厚生労働省本省及び労働局における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、同項6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法78条1項7号柱書き該当性について

通番3及び通番8の不開示部分（別表の6欄に掲げる部分を除く。）は、埼玉労働局又は特定労働基準監督署の職員が、審査請求人の申出に係る職員から聞き取った聴取書の記載の一部及びその添付資料である。

当該部分は、これを開示すると、関係者からの苦情の申出を受けて、職員の聴取が行われる場合に、当該職員が、関係者からの批判等を恐れ、自身の認識している事実関係等について率直な申述を行うことを

ちゅうちょし、正確な事実関係の把握が困難となり、厚生労働省本省及び労働局における事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号、6号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同項2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同項6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項2号、6号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙 （本件請求保有個人情報記録された文書）

- 1 ・令和3年特定日から審査請求人が厚生労働大臣宛に数回発送した内容証明郵便に関する処理等に関する記録、および同書面の移牒、返送等の措置を取った際の実議書等の記録の一切（メモ、メール等の電算磁記録を含む）※別紙資料あり
 - ・上記書状に記録された埼玉労働局所属の労働基準監督官ら等の行為に関して、埼玉労働局関係者等から聴取した際の記録の一切（メモ、メール等の電算磁記録を含む）。なお、この際、何らかの決裁を取った場合は、その行為に関する原議書も含めるものとする。

- 2 ・令和6年特定日に審査請求人に対して埼玉労働局労働基準部労災補償課長（現・本省特定官）A官が謝罪を実施した際に貴庁とA官等がやり取りした協議等の記録の一切（担当官のメール、メモ等も含む）
 - ・令和6年特定月以降に貴庁担当官と審査請求人に対し、面談した際の記録および、かかる面談に関する庁内協議に関する記録の一切（担当官のメール、メモ、会議室予約記録等も含む）

- 3 ・令和3年特定日から審査請求人が厚生労働大臣宛に数回発送した内容証明郵便に係る、処理等に関する記録、および同書面の移牒、返送等の措置を取った際の実議書の記録の一切（メモ、メール等の電算磁記録を含む）※別紙資料あり
 - ・上記書状に記録された、埼玉労働局、労働基準監督官ら等の行為に関して、埼玉労働局関係者等から聴取した際の記録の一切（メモ、メール等の電算磁記録を含む）。なお、この際、何らかの決裁を取った場合は、その行為に関する原議書も含めるものとする。

別表

| 1 区分 | 2 文書 番号及び 文書名 | 3 不開示部分 | | 4 3 欄 のうち、 審査請求 人が開示 を求める 部分 | 5 通番 | 6 4 欄のうち開 示すべき部分 | |
|-----------------------------|---|------------|--|---|---------|---------------------|--|
| | | 該当部分 | 法78 条1項該 各号該 当性 | | | | |
| 諮問 第 1 8 4 号 | 本 件 対 象 保 有 個 人 情 報 1 | 1 聴取 書等 | ① 1 頁ないし 8 頁、1 1 頁ないし 1 3 頁、1 5 頁な いし 1 8 頁 職員 のメールアドレス、 職員のメール アドレスが推定さ れる情報、内線番 号、電話番号 | 7 号柱 書き | — | — | |
| | | | ② 1 頁ないし 7 頁、1 1 頁ないし 1 5 頁 メール本 文 | 6 号、 7 号柱 書き | 全て | 1 | 1 頁上段メールの メール本文の不開 示部分 1 行目 1 文 字目ないし 1 1 文 字目、2 行目 1 1 文字目ないし最終 文字、3 行目 4 3 文字目ないし 4 行 目 3 6 文字目 4 頁下段メールの メール本文の不開 示部分 2 行目、4 行目ないし 7 行 目、 7 頁メール本文の 不開示部分 1 行 目、5 行目 1 2 文 字目ないし 7 行目 4 文字目、8 行目 ないし 9 行目 1 5 文字目 |
| | | | ③ 9 頁、2 1 頁 住所、生年月日 ((注) 3 (1) の新たに開示する こととしている部 分を除く。) | 2 号 | 全て | 2 | — |
| | | | ④ 9 頁、1 0 頁、 | 7 号柱 | 全て | 3 | 9 頁聴取内容本文 |

| | | | | | | | | |
|---------|-------------|---|------------------|---|----------|----|--|---|
| | | | 21頁、22頁 聴取内容 | 書き | | | 1行目ないし3行目、6行目、7行目、15行目ないし18行目、29行目、 10頁1行目、9行目ないし12行目、17行目ないし19行目 21頁聴取内容本文1行目ないし3行目 | |
| | | | ⑤16頁ないし20頁 メール本文 | 2号 | 全て | 4 | — | |
| 諮問第185号 | 本件対象保有個人情報2 | 2 | 送受信メール等 | ①1頁、3頁ないし10頁、19頁、21頁 職員のメールアドレス、職員のメールアドレスが推定される情報、内線番号 | 7号柱書き | — | — | — |
| | | | | ②5頁 メール本文12行目ないし14行目 | 2号、7号柱書き | 全て | 5 | — |
| | | | | ③4頁ないし10頁、15頁ないし18頁 メール本文、メール件名、謝罪対応案（②部分を除く。） | 6号、7号柱書き | 全て | 6 | 10頁メール本文の不開示部分1行目1文字目ないし11文字目、2行目11文字目ないし最終文字、3行目43文字目ないし4行目36文字目 |
| 諮問第186号 | 本件対象保有個人情報 | 3 | 聴取書等 | ①1頁、4頁、10頁 住所、生年月日（（注）3（2）の新たに開示することとしている部分を除く。） | 2号 | 全て | 7 | — |
| | | | | ②・1頁、2頁、4頁ないし16頁 聴取内容 | 7号柱書き | 全て | 8 | 1頁聴取内容本文1行目ないし3行目、 |

| | | | | | | |
|--|---|--|----------------------|--|--|--|
| | 3 | | ・ 17 頁、18 頁 不開示部分 | | | 4 頁聴取内容本文 1 行目ないし 4 行 目、8 行目ないし 15 行目、 5 頁 4 行目、5 行 目、13 行目ない し 16 行目、21 行目ないし 23 行 目、 10 頁聴取内容本 文 2 行目ないし 4 行目 |
|--|---|--|----------------------|--|--|--|

(注) 1 当表は、理由説明書等に基づき、当審査会事務局において作成した。

2 3 欄の「該当部分」欄の記載は、当審査会事務局において整理した。

3 諮問庁が諮問に当たり、新たに開示するとしている以下の部分を含
まない。

(1) 諮問第 184 号

⑥ 9 頁目及び 21 頁目の「年・月・日」、「(才)」、
「(歳)」の文字及び 15 頁の職員名

(2) 諮問第 186 号

③ 1 頁、4 頁及び 10 頁の「年・月・日」、「生」及び
「(歳)」の文字